

# 市からの 連絡帳

## 図書館・全館休館のお知らせ

システムの入れ替えのため、2月17日(月)～29日(土)の間全館休館します。また、2月16日(日)午後6時～3月1日(日)午前10時は、図書館が閲覧できません。ご理解とご協力をお願いします。※ひばりが丘図書館の「講座室」は使用できます(午前10時～午後6時・2月17日(月)・25日(火)を除く)。  
▶中央図書館 ☎042-465-0823

## 税・年金

### 動産インターネット公売

市では、市税や保険料などの滞納者が所有する財産について、差し押さえなどの滞納処分を行っています。今回、市が差し押さえた動産をヤフー官公庁オークションで公売(売却)します。公売による売却代金は、滞納となっている市税などに充当されます。  
□参加申込 1月21日(火)午後11時<sup>まで</sup>  
□入札期間 1月27日(月)午後1時～29日(水)午後11時  
※公売財産および手続きの詳細や公売実施の最新情報は市HPをご覧ください。  
▶納税課 ☎042-460-9834

### 老齢年金を受けていた方に 源泉徴収票が日本年金機構から送付されます

源泉徴収票は確定申告や、源泉徴収された所得税の還付の手続きなどで必要です。未着・紛失時は☎へご連絡ください。  
対平成31年1月～令和元年12月までに老齢(退職)を支給事由とする公的年金を受けていた方  
※例年、1月下旬に送付(障害年金・遺族年金は非課税のため、送付されません)  
☎ ●ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165  
※050から始まる電話からは  
☎03-6700-1165  
●武蔵野年金事務所  
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)  
▶保険年金課 ☎042-460-9825

### 東京都後期高齢者医療制度の被保険者へ医療費等通知書を発送

ご自身の健康と医療について認識を深めていただくとともに、医療費の適正化を目的として医療費等通知書を1月下旬にお送りします。通知書には、診療年月・医療機関等の名称・医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)、医療費等(自己負担分)を記載する予定です。  
対平成30年9月～令和元年8月の12カ月間に医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)が5万円を超える月がある方  
※全ての被保険者に送付するものではありません。  
□注意  
確定申告(医療費控除)の際に医療費等通知書を添付することで、平成31年1月～令和元年8月までの診療等については、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができます。ただし、令和元年9月～令和元年12月までの診療等については、翌年度の発送となりますので、申告が必要な場合はお持ちの領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付していただく必要があります(この場合、医療費の領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります)。  
☎東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519  
▶保険年金課 ☎042-460-9823

## 福祉

### 生活つなぎ資金貸付

急を要する事情で一時的に金銭的に困りの方へ貸付を行います(上限2万円)。  
※貸付には条件があります。詳細はお

問い合わせください。  
▶生活福祉課 ☎042-438-4022

### 心身障害者(児)施設 緊急一時保護の利用登録開始

令和2年度の利用登録の受付を、1月15日(水)から開始します。現在、利用登録をしている方の有効期限は、3月31日です。利用予定前に申請手続きをしてください。  
場 障害福祉課(保谷庁舎1階)  
※2月25日(火)から田無庁舎1階でも可  
持 身体障害者手帳または愛の手帳・認め印・令和元年度の利用者証(使用する予定のない方)  
▶障害福祉課 ☎042-438-4033

## 教育

### 学校施設使用団体登録の更新

市立学校施設を使用するには、年度ごとに団体登録が必要です。令和2年度も使用する場合は手続きをしてください(利用申込時の申請可)。  
時 2月3日(月)から随時  
場 社会教育課(保谷庁舎3階)  
※学校施設開放運営協議会に加入している団体は、各協議会で手続きをします。  
▶社会教育課 ☎042-438-4079

## 暮らし

### 防犯活動経費の一部補助

市内で防犯活動を行う団体に対して、活動経費の一部を補助します。  
対 市に防犯活動団体登録をしている団体  
□補助金額 防犯資器材の購入など2分の1以内で1団体20万円<sup>まで</sup>  
※申請多数は、補助金を減額調整する場合あり  
□申請期間 2月3日(月)～14日(金)  
※詳細はお問い合わせください。  
▶危機管理室 ☎042-438-4010

### 自治会などが所有する街路灯に補助金を交付

1月24日(金)までに、道路管理課(保谷庁舎5階)にある申請書に、街路灯配置図・電気料金領収書(平成31年4月分～令和元年12月分)の写しを添えて、提出してください。既に補助金を受けている団体には申請書を送付します。  
▶道路管理課 ☎042-438-4055

### 消費者団体登録・更新

消費生活に関する消費者の自主的な学習活動を市内で行っている団体が「消費者団体」登録をすると、消費者センター分館のグループ活動室を利用日の2カ月前の1日から予約することができます(登録団体以外は1カ月前<sup>まで</sup>)。現在登録している場合も更新の手続きが必要です。  
詳細は、市HP・下記窓口で配布している案内をご覧ください。  
▶協働コミュニティ課 ☎042-438-4046

### 空き家の管理にお困りの方へ

相続した空き家の譲渡所得を3,000万円まで控除する特例措置が延長・拡充されました(空き家の発生を抑制するための特例措置)。  
□延長期間 1月1日～令和5年12月31日までの4年間  
□拡充対象 特例の対象となる相続した家屋については、被相続人が相続の開始直前に居住していたことが必要でしたが、老人ホームなどに入居していた場合も対象になりました。  
市ではこの特例措置を利用するために必要な書類のうち、「被相続人居住用家屋等確認書」を発行しています。  
▶住宅課 ☎042-438-4052

## 市政

### 令和2年度予算要求の概要を作成

市では現在、令和2年度予算の編成

▶住宅課 ☎042-438-4052

※緊急耐震重点区域の場合、1戸当たり30万円を加算  
木造住宅  
◆耐震診断費用の助成  
□対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの  
□助成額 費用の2分の1(6万円)<sup>まで</sup>  
◆耐震改修等費用の助成  
□対象住宅 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ  
□助成額 ①改修…費用の2分の1(90万円)<sup>まで</sup>  
②建替え・除却…費用の3分の1(30万円)<sup>まで</sup>  
※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

◆耐震シェルター等設置費用の助成  
対 65歳以上または身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯  
□対象住宅 木造住宅の「耐震診断」に同じ  
□助成額 費用の10分の9(30万円)<sup>まで</sup>  
ブロック塀等  
◆耐震診断・改修・建替えおよび除却の助成  
□対象ブロック塀等 市内各小学校が定める通学路に面し倒壊の危険性があると判断されたもの  
□期間 令和元年10月1日～令和3年3月31日  
□助成額 費用の3分の2(8万円/m)<sup>まで</sup>

震改修等費用の助成額を拡充します。  
□期間 平成31年4月1日～令和8年3月31日

※分譲マンションは、令和3年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります。

□共通事項  
●助成金額は1,000円未満を切り捨て  
●助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター等設置はどちらか1回)

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。  
※助成金については、各年度の予算の範囲内となります。

## 災害に強いまちづくり

### 耐震診断・改修など

市では、災害に強いまちづくりを推進するため、分譲マンション・木造住宅およびブロック塀等の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

#### 分譲マンション

◆耐震アドバイザーの派遣  
内 ●耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法  
対 分譲マンションの管理組合<sup>など</sup>  
□派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回<sup>まで</sup>  
◆耐震診断費用の助成  
□対象住宅 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

□助成額 費用の3分の2(200万円)<sup>まで</sup>  
◆補強設計費用の助成  
□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの  
□助成額 費用の3分の2(200万円)<sup>まで</sup>  
◆耐震改修等費用の助成  
□対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して耐震改修<sup>など</sup>(建替え・除却を含む)を行うもの  
□助成額 費用の23%(1,500万円)<sup>まで</sup>

### 普及啓発および助成金拡充

新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、普及啓発および助成金の拡充を実施します。

#### 緊急耐震重点区域

市内全域に拡充します。

#### 普及啓発

対象住宅全戸に対し、耐震化の必要性・助成制度等のご案内をダイレクトメールにより送付します。

□期間 令和元年8月1日～令和8年3月31日  
□対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅  
助成金の拡充  
木造住宅および分譲マンションの耐